丸太検知アプリおよび地上レーザー計測機器の賃貸借契約に係る公募について

丸太検知アプリおよび地上レーザー計測機器について、次のとおり貸主を公募します。

令和８年１１月１１日

香川県知事　池田豊人

１　公募に付する事項

(1) 契約名称　丸太検知アプリおよび地上レーザー計測機器の賃貸借契約

(2) 契約期間　契約日より４か月間

(3) 借入物品　丸太検知アプリおよび地上レーザー計測機器（椪積みされた丸太の材積の測定と、立木の直径・樹高の計測および森林での周囲測量が可能で、タブレット端末など持ち運びが容易な機器）

２　応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者

(2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(4) 香川県税に滞納のない者であること。（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出しなくてよい。また、県税の納税義務がない者については該当しない。）

３　応募方法

応募意思表明書を森林・林業政策課に持参、郵送（期間内必着）又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、ＰＤＦ形式に限ります。

（受付期間）令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月１８日（水）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５

４　契約の方法

(1) 応募意思表明書を提出した者が１者の場合は、予定価格の制限の範囲内で、単独随意契約の方

法により契約を締結します。

⑵ 応募意思表明書を提出した者が２者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により予定価格の制限の範囲内で契約相手を選定の上、契約を締結します。

５　契約書作成の要否

要します。

６　電子契約の可否

可とします。

７　応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目１番１０号

香川県環境森林部森林・林業政策課　林業・県産木材振興グループ　担当者：戸田

ＴＥＬ：０８７－８３２－３４５６

ＦＡＸ：０８７－８０６－０２２５

E-mail：wh1583@pref.kagawa.lg.jp